

議案第 5 号

野田都市計画事業野田市駅西土地区画整理事業施行に関する条例及
び野田市景観条例の一部を改正する条例の制定について

野田都市計画事業野田市駅西土地区画整理事業施行に関する条例及び野田市
景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年8月31日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田都市計画事業野田市駅西土地区画整理事業施行に関する条例及
び野田市景観条例の一部を改正する条例

(野田都市計画事業野田市駅西土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第1条 野田都市計画事業野田市駅西土地区画整理事業施行に関する条例（平成18年野田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第91条第3項」を「第90条の2」に改める。

(野田市景観条例の一部改正)

第2条 野田市景観条例（令和7年野田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「同条第7項各号」を「同条第8項各号」に改める。

第4条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から、第2条の規定は同法の施行の日から施行する。

提案理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による土地区画整理法及び景観法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

参考資料

野田都市計画事業野田市駅西土地区画整理事業施行に関する条例及び野田市景観条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田都市計画事業野田市駅西土地区画整理事業施行に関する条例(平成 18 年野田市条例第 18 号)(第 1 条関係)

改 正 案	現 行
(換地を定めない宅地等の清算金) 第 22 条 法第 90 条、第 90 条の 2、第 92 条第 3 項又は第 95 条第 6 項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。	(換地を定めない宅地等の清算金) 第 22 条 法第 90 条、第 91 条第 3 項、第 92 条第 3 項又は第 95 条第 6 項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

○ 野田市景観条例(令和 7 年野田市条例第 20 号)(第 2 条関係)

改 正 案	現 行
(景観計画区域内における届出を要する行為) 第 3 条 (略) 2・3 (略) 4 第 1 項に規定する行為に係る法第 16 条第 2 項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該行為が同条第 8 項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 (景観計画区域内における届出を要しない行為) 第 4 条 法第 16 条第 8 項第 12 号の条例で定める行為は、別表に定めるとおりとする。	(景観計画区域内における届出を要する行為) 第 3 条 (略) 2・3 (略) 4 第 1 項に規定する行為に係る法第 16 条第 2 項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該行為が同条第 7 項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 (景観計画区域内における届出を要しない行為) 第 4 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、別表に定めるとおりとする。